

「森永奉仕会各個研究奨励金」内規（専門学会対象）

（目 的）

第 1 条 森永奉仕会（以下、本法人という）定款第 4 条第 1 項第 1 号に基づく、調査・研究機関または研究者に対する奨励金は、「森永奉仕会各個研究奨励金（以下、研究奨励金という）」と称し、その審査方法その他については、この内規の定めるところによる。

（助成対象）

第 2 条 研究奨励金は、各専門学会から推薦され、定款第 3 条の目的に適い、重要と認められる調査・研究課題に対して調査・研究機関または研究者を対象に助成する。

（助成金額）

第 3 条 研究奨励金の助成金額は、毎年本法人理事会（以下、理事会という）で決定する。

（募 集）

第 4 条 研究奨励金の募集要領は、毎年理事会で決定し、関係専門学会に通知するとともに、募集および次条の学会推薦を依頼する。

（申請手続）

第 5 条 研究奨励金の助成を求める調査・研究機関または研究者は、本法人所定の申請書に必要事項記入の上、調査・研究機関の代表責任者の推薦を受けて、所属学会に提出する。

2 研究奨励金への申請は、本法人の目的に関連した調査・研究機関の代表責任者の推薦あるものに限り、自薦は認めない。

3 調査・研究機関の代表責任者とは、大学にあっては、申請者が所属する組織の教授をいう。教授が申請者の場合は、学部長（単科大学の場合は学長）とする。その他の機関にあっては、申請者が所属する機関の部門長とする。部門長が申請者の場合は、その機関の長とする。

4 各専門学会から提出される申請書は、本法人理事長（以下、理事長という）宛てとし、毎年 12 月末日までに提出するものとする。

(審 査)

第 6 条 専門学会より推薦・提出された申請研究課題は、次の評価項目について、本法人の担当理事・担当評議員による「適・不適」判定を経て、理事会で採否を決定する。

【評価項目】

- ① 森永奉仕会（定款第 3 条）の目的に対して、有用であると考えられる研究であるか
- ② 人権擁護、動物福祉への配慮が適切に行われているか
- ③ 法令、規定、社会的規範に反していないか

(交 付)

第 7 条 研究奨励金の使用期間は、原則として交付日から 1 ケ年とする。

但し、状況により使用期間を 3 ケ年までとすることができる。

- 2 継続して研究助成を求めるときも、第 5 条第 1 項による申請書を提出しなければならない。
- 3 研究助成を求める申請書の提出は、推薦される専門学会が異なった場合でも、同一人で生涯 3 回までとする。

(報告義務)

第 8 条 研究奨励金の助成を受けた調査・研究機関または研究者は、助成を受けた翌年度の 9 月末日までに、理事長宛てに報告書を提出しなければならない。

- 2 継続申請者の場合は、前年度までの調査・研究の結果、若しくは経過に関する報告書を前項に準じ、申請書とともに提出しなければならない。
- 3 本条第 1 項、第 2 項に関する報告書は、調査・研究機関の代表責任者及び所属学会を経由して本法人に提出するものとする。
- 4 本条第 1 項の提出期限の 9 月末までに報告書の提出がない場合、翌年度は当該調査・研究機関からの研究奨励金申請は認めないこととする。但し、第 10 条に基づき理事長宛て書面にて、報告書の提出できない理由について報告し、本法人の承認を得た場合は除く。

(その他)

第 9 条 研究奨励金の助成を受けて行われた調査・研究の結果を文書により公表する場合は、本法人より研究奨励金を受けた旨明記しなければならない。

第 10 条 研究奨励金の助成の対象となっている調査・研究に関し、重要な変更をし

ようとするときは、助成対象者は、調査・研究機関の代表責任者及び所属学会を経由して、その旨を理事長宛て書面にて報告し、本法人の承認を得なければならない。

第 11 条 研究奨励金の助成の対象となっている調査・研究を中止した場合は、助成金を本法人に返還しなければならない。